

## 病院広報の基本常識 20 問（おためし 2018 版）

正しい内容に○印／間違っていると思う内容に×印をお願いします

1. シンボルマークは、社会に知られすぎると本来の価値がなくなる。
2. 苦情処理という仕事は、大切な広報活動のひとつである。
3. 患者さんへの敬称は、薬袋や診療券では「殿」より「様」が正しい。
4. 経営理念を院内に掲示するにあたり、法的な規制は一切ない。
5. 病院の広報活動の基本とは、「読まれる広報誌」の発行につきる。
6. マニュアル文書は、文章表現に加え、絵で表した方がわかりやすい。
7. 赤十字（レドクロス）マークは、公的なものだから誰が使ってもよい。
8. 病院の広報誌であれば、無差別にポスティングすることができる。
9. 病院名は、最も重要なアイデンティティ・ファクターのひとつである。
10. 読みやすい文章とは、文中漢字の割合（漢字率）は30%前後がいい。
11. 対外向けの文書には、箇条書き表現を使うと失礼にあたる。
12. 箇条書き形式で表す各項は「である体」にし、句点は使わない。
13. 院内に表示した貼り紙などの情報は、医療広告の規制を受けない。
14. 病院広報誌を街頭の通行人に配布すれば、すべて“広告”と見なされる。
15. 看板の文字レイアウトは、コピーライターの重要な仕事である。
16. ブランド病院になるには、病院名を商標登録していなければならない。
17. 雑誌記事として自院が取材され記事となった。広告規制に当たらない。
18. 印刷所の見積書は、発注（注文）してから捕るのが正確でよい。
19. 病院の看板は、色数、回数、サイズに法的な規制はない。
20. 病院が開く予防教室は、患者指導であり広報活動とは関係ない。

病院運営に欠かせない広報の常識は、医療の真ん中にいる医師・看護師はもちろん、多くの専門職や事務・管理職の教養として身につけていただきたい基本です。専門知識と同様に「目に見えない」知識だけに、やってみないと完全に理解し難い部分もあるかと思いますが、健康社会を深く理解するだけでなく、当世社会の変貌においても有益なブキにすることができます。無限とも言える病院広報体系の中から、日常的な項目を設問化しました。

日本 HIS 研究センターは、医療・福祉関係者の皆様に無償での回答添削を、また、実際に広報でお困りの場合は、その後のご支援もおこないます。何なりとお尋ねください。

※ 送り先：日本 HIS 研究センター事務局 [info-his@j-his.jp](mailto:info-his@j-his.jp) Fax075-741-8229